

## 地域密着型金融推進計画

「はたしん」では、地域密着型金融の担い手として地域経済への活性化や中小企業金融の円滑化のため、金融サービスの機能強化に向けた取組みを最重要課題として位置付け、重点項目を定めて恒久的に取り組んでまいります。

### 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

- (1) 創業・新事業支援融資への取組（実績3件）
- (2) 経営改善支援への取組（取組先33件）

### 2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

- (1) 全信協・四信協の集合研修への派遣、フィードバック庫内研修（※）
  - (2) 事業価値を見極める融資の推進（動産・債権譲渡担保融資）
  - (3) 経営者及び第三者による担保・保証に過度に依存しない融資
  - (4) 外部機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信金中央金庫）との連携融資
  - (5) 事業先の業況や将来性および成長性等を評価した融資
- （※）研修後、派遣した職員がその研修内容等を当金庫に持ち帰り、職員同士でその内容を共有し成果に繋げることを目的として実施している庫内研修です。

### 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- (1) 地域の面的な再生への取組
- (2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供（ビジネスマッチング、高知県及び幡多6市町村との包括協定締結、中小機構（独立行政法人中小企業基盤整備機構）四国本部との業務連携協定締結。地域金融機関5行庫による平成の薩長土肥業務連携協定締結）。

令和元年度地域密着型金融推進の取組に関しては、取組に至っていない項目や、途半ばの項目等課題も多くありますが引続き積極的に取り組んでまいります。

こうした中、「薩長土肥包括連携協定」を締結した地域金融機関5行庫のお取引先企業の皆さまを対象に、販路拡大等につなげていくための商談会を令和2年1月に開催いたしました。この商談会は、高知・鹿児島・山口・佐賀各県の魅力ある食品などを取扱う出展企業の皆さまに自社商品をアピールしていただくため、首都圏に販路を持つ百貨店やスーパーなどの有力なバイヤーをご招待して開催する商談会で、今回が3回目の開催となりました。当金庫は、これからもさまざまな取組みを通じて地域の活性化に貢献してまいります。

平成30年9月、地域の中小企業者の皆さまの経営健全化に向けた支援の取り組みをより一層充実させることを目的として、一般社団法人ビジネスサポートこうち（以下、BSKといいます。）と業務連携・協力に関する覚書を締結しました。

BSKは、高知県内の中小事業者を主な対象として、事業承継や事業再生などの経営の健全化支援事業を行うことを目的に平成30年3月に設立された法人で、高知県内の税理士や弁護士、司法書士等により構成されており経営支援事業に取り組んでおります。

当金庫は、BSKと連携を図りながら、地域の中小企業事業者の皆さまの抱える経営課題の解決に向けより積極的に取り組み、経営健全化のお手伝いをするにより地域経済の活性化に貢献してまいります。

今後も関連機関との連携により取引先企業支援の強化と持続可能な地域経済への貢献を目標として、相互扶助・非営利の理念に基づく共同組織金融機関の使命を果たすべく、地元になくはならない「はたしん」を目指します。



## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

### 1. 中小企業等の経営支援に関する取り組み方針

「はたしん」は、地域の中小企業等のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努めることは、非営利の協同組織金融機関として最も重要な社会的使命の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

したがって、当然のことながら、平成25年3月末の「中小企業金融円滑化法」の期限到来以後においても、中小企業や個人事業主、住宅ローン等を利用されている個人のお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、貸出金の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関も活用しつつ、引続ききめ細やかな対応を行っていくことになりはなく、これまで同様、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでおります。

## 2. 中小企業等の経営支援に関する態勢整備

当金庫では、平成15年7月本部内に「企業再生支援室」（平成26年3月に「経営支援課」に改称）を設置し、営業店と連携を行い経営支援先等に対し経営改善計画書の策定やフォローアップを行っております。必要に応じて外部専門家や外部機関（認定支援機関等）も活用し経営支援を行っております。

## 3. 中小企業等の経営支援に関する取り組み

平成24年11月5日付けで、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定に基づき、「経営革新等支援機関」としての認定を受けました。

「中小企業経営力強化支援法」は中小企業の経営課題が多様化・複雑化している現状を踏まえ、中小企業の経営力強化を図るため、中小企業の支援を行う金融機関等を認定し、その活動を後押しすることを目的とするものです。

また、平成27年9月2日には四国税理士会高知県支部連合会との間で業務連携の覚書を締結し、中小企業支援の取り組みを行っております。

コンサルティング機能の一層の発揮を図り、積極的に地域のお客さまの様々な課題解決支援を図ってまいります。

### 【認定経営革新等支援機関としての相談内容】

創業支援、事業計画作成支援、販路・マーケティング、金融・財務、事業承継、M&A

### 経営改善支援の取組状況（令和元年度）

項 目	先 数
経営支援先として集中的な支援を行っている先	33先
うち計画を策定している先	32先
うち令和元年度内に債務者区分がランクアップした先	2先
うち令和元年度に当金庫主導で中小企業再生支援協議会を利用した先	2先

## 4. 地域の活性化に関する取り組み

幡多信用金庫は、地域貢献CSR(企業の社会的責任)活動の一環として、平成26年から平成27年にかけて幡多6市町村(四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村)との包括協定を締結し、幡多6市町村と当金庫の相互の連携を強化し定期的に連絡協議会を開催しながら官民協働により産業振興に向けた取り組みを目指しております。

## 5. 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務の整理について、相談を受けた際に真摯な対応をするための態勢を整備しています。また、経営者等による保証の必要性については、お客様との十分な対話により、法人および個人事業者と経営者等との関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインを踏まえ十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

令和元年度取組状況	
新規に無保証で融資した件数	44件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	8.62%